

○昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を改正する告示案  
 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案		現行	
1 アマチュア局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）		1 アマチュア局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）	
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 空中線電力 200 ワット以下の送信機の工事設計	当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は <u>総務大臣が別に定めるところにより公示する者が、総務大臣が別に定める手続に従って行つた</u> 法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）	1 空中線電力 200 ワット以下の送信機の工事設計	当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は <u>株式会社又は有限会社（アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものを除き、総務大臣が別に定めて公示するところによるものに限る。）により、総務大臣が別に定める手続に従って、</u> 法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）
2～4 (略)	(略)	2～4 (略)	(略)
2～9 (略)		2～9 (略)	

